

令和4年度 入札・契約制度の一部見直しについて（総務課財政係）

◆令和4年4月1日から、入札・契約制度の一部を見直して実施いたします。

- (1) 「遊佐町公共工事の入札及び契約の適正化に係る事務取扱規程」の一部改正により、最低制限価格の計算式を改正します。

本町ではこれまで、公共工事の品質の低下や下請けへのしわ寄せなど建設業の健全な発展を阻害する恐れがあることから、過度の価格競争に対する歯止めをかけるための対策として低入札価格調査制度及び最低制限価格を実施してまいりました。

今般、諸経済動向調査の結果に基づくとともに、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、国土交通省が発注する公共工事における低入札価格調査基準の計算式が改定されたことを受け、最低制限価格の計算式を改正します。

- 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった当該経費の額（消費税を含まない。）に直接工事費 97%（現行どおり）、共通仮設費 90%（現行どおり）、現場管理費 90%（現行どおり）、一般管理費 68%（55%から 68%に改正）の割合で得た額の合計額とし、工事設計価格（消費税を含まない。）の上限は現行どおり 92%（千円未満切捨て）とします。

この改正は、令和4年4月1日以降に執行される公共工事の入札から適用いたします。

- 問合せ先：総務課財政係 ○TEL：0234-25-5808
○ E-MAIL：zaisei@town.yuza.lg.jp